

特定建設作業に係る規制地域

規制地域については、法及び条例に基づき原則として次の表のとおり地域の指定を行っています。

都市計画法に基づく用途地域	特定建設作業の規制区域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域以外の地域	第1号区域
工業地域 工業専用地域	第2号区域
都市計画法及び港湾法に基づく「臨港地区」、 または「無人島」の区域	未規制区域

※天草市では、臨港地区を除く全ての地域で規制区域となっております。詳細については本庁・市民環境課にお尋ねください。